

自転車指導啓発重点路線(錦江警察署)

令和8年5月



本画像にはインクリメントP株式会社の地図を使用しています。個人的使用その他法律によって明示的に認められる範囲を超えて、コンテンツを使用(複製・改変・転用・転載・電磁的加工・送信・頒布・二次的使用、その他これらに類する全て)をする行為を禁止します。

① 国道269号 栄町交差点～川南交差点

➤ **選定理由**
 選定路線沿いには商業施設等があり、幅広い世代の自転車利用者が利用しているほか、過去に自転車関連事故が多く発生している路線であるため。


①の路線で、よく見られる自転車の**違反形態**

➤ **前方や左右の安全確認が不十分** ➤ **ハンドルをしっかりと操作していない** など



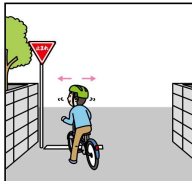
★自転車を運転する人は次の点に気を付けましょう!★

- 歩道は、歩行者優先!**
 自転車が通行できる歩道でも、車道寄りをすぐに止まれるスピードで走行し、歩行者が立ち止まったり、避けなければならない時は一時停止をしましょう。
- 信号を守る!**
- 夜間は自分の身を守るためにもライトをつけましょう!**
 自転車のライトはつきますか? 反射器材は汚れていませんか?



【自転車安全利用五則】

- 車道が原則、左側を通行 歩道は例外、歩行者を優先
- 交差点では信号と一時停止を守って、安全確認
- 夜間はライトを点灯
- 飲酒運転は禁止
- ヘルメットを着用



警察では、自転車運転者の交通違反等に対し、指導警告や検挙措置を講ずるなど、厳正な対処を行っています。




警察庁作成
自転車ルールブック

自転車利用者はヘルメット着用が努力義務化されています。
 事故や転倒した際、頭部への被害軽減のため、必ずヘルメットを着用しましょう!